

業務実施場所：高松市サンポート2番1号 高松シンボルタワー タワー棟3階

## 1 作業条件

### (1) 作業時間

作業時間は、原則9：00～18：00とする。それ以外の時間の作業、騒音・粉塵・臭気等が発生する作業、強度の照明を要する作業等を行う場合は、事前に関係者（高松シンボルタワー管理協議会施設管理者および同フロアにおける入居者等）と協議すること。なお、原則として、騒音が発生する作業については夜間（23:00～7:00）に行うものとし、粉塵・臭気等が発生する作業については、夜間またはかがわDX Labを含む同フロアにおける入居者の休館日（土曜日・日曜日（祝日の場合は翌日）、祝日）に行うものとする。また、高松シンボルタワー管理協議会施設管理者が指定する日、及び時間帯は作業を中止すること。

なお、高松シンボルタワー内における各入居者の営業を継続しながらの施設整備となる。

### (2) 近隣対策

業務期間中は災害及び公害防止に努め、入居者及び高松シンボルタワー管理協議会施設管理者とのトラブルを起さぬよう十分配慮すること。また、施設内は全面禁煙となっているので、再委託事業者等も含め、施設内及び周辺路上等での禁煙を周知徹底すること。

### (3) 高松シンボルタワー管理協議会施設管理者等との調整

工事の受託者は、各工種、工程ごとの着手前に高松シンボルタワー管理協議会施設管理者及び関係者に対して、当該作業内容を適切な方法で周知すること。

他の事業者による別途工事等が発生する場合は、受託者が高松シンボルタワー管理協議会施設管理者とスケジュール等について調整すること。

防災設備にかかる工事を行う場合、事前に高松シンボルタワー管理協議会施設管理者と協議すること。

業務対象範囲の安全・衛生・防犯管理は工事の受託者が担う。業務対象範囲において万一の事故が発生した場合は、高松シンボルタワー管理協議会施設管理者に報告し、連携して対処すること。

### (4) 仮囲い、安全対策、外部からの搬入・搬出経路、安全誘導員の配置等について

仮囲いについては、高松シンボルタワー管理協議会施設管理者と調整の上、適切に設置すること。

作業には所要の人員を配置し、現場の整理整頓及び保安を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めること。また、気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努めること。

作業者は、一般来館者と同じ入退館経路を使用せず、高松シンボルタワー管理協議会施設管理者の指示に従いバックヤードからの経路を利用すること。また、トイレについては、当該工事区画に設けているトイレを使用すること。

外部からの搬入・搬出経路については、高松シンボルタワー管理協議会施設管理者と協議し申請書類を提出のうえ、一般利用者に配慮したうえで、地下搬入用駐車場（入口の高さ2.7mまで）及び県専用エレベータを使用すること（2 手続き等に記載の工事（作業）許可申請書等が必要）。

なお、地下搬入用駐車場の高さ（2.7m）を超える大型車で搬出入をする場合や一度に大量の搬出入を行う場合、県専用エレベータに搭載できないため、高松シンボルタワー管理協議会施設管理者と協議し、所用の申請等を行ったうえで、安全誘導員の配備や作業標識等の設置を行うとともに、通行ルート制限、時間制限等、万全の安全対策を行うこと。また、多目的広場の利用がない場合に限り、高松シンボルタワー管理協議会施設管理者との事前協議のうえ、別途申請書を提出し、大型車両による搬出入も可能である。

既存施設部分、業務目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うこと。また、部材搬入出時、通路・エレベータ等に損傷が無いように養生すること。

電気代については原則有償とし、詳細は県及び高松シンボルタワー管理協議会施設管理者との協議によるものとする。

作業完成に際しては、後片付け及び清掃を行うこと。

## 2 手続き等

工事施工に際し必要な諸官庁への手続き及びその費用は本業務に含むものとする。

現場作業開始までに、工事（作業）許可申請書および現場管理組織表、工程表を高松シンボルタワー管理協議会施設管理者に提出すること。

また、高松シンボルタワー管理協議会施設管理者の指定する書式により当日の作業責任者名、緊急連絡先及び作業人数を届け出ること。

入退館手続きは、防災センターの許可を得ること。